

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">海外投資保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00052 沿革（略） <u>令和5年10月16日 一部改正</u></p>	<p style="text-align: center;">海外投資保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00052 沿革（略）</p>	
<p><b>（取得のための対価の額等）</b></p> <p><b>第7条</b> 取得のための対価の額の設定については、次の各号に定めるいずれかによるものとする。ただし、日本貿易保険が認めた場合はこの限りでない。</p> <p>一～二（略）</p> <p>三 被保険投資の相手方の対象株式等の評価額により設定を行う場合にあっては、以下のいずれかによるものとする。ただし、再投資に係る損失のみをてん補する場合にあっては、以下のロによるものとする。</p> <p>イ 直近の被保険者の財務諸表等（監査済財務諸表等又は<u>未監査財務諸表等であって当該未監査財務諸表等を作成した企業の出資者の監査済財務諸表等の基礎書類となるものをいう。</u>以下、本条において同じ。）において被保険投資の相手方の対象株式等として計上されている額（プレミアム等を含むことができる。）。</p> <p>ロ（略）</p> <p>四～六（略）</p> <p>2 再投資に係る損失をてん補する場合のてん補対象となる各再投資先企業に対する保険申込者の持分評価額の設定については、原則として、以下のいずれかによるものとする。ただし、日本貿易保険が他の設定方法を認めた場合はこの限りでない。</p> <p>一 被保険者、被保険投資の相手方又は中間企業の直近の財務諸表等において当該再投資先企業の対象株式等として計上されている額及び当該再投資先企業に対する貸付金債権等として計上されている額のうち保険申込者の持分に相当する金額。</p> <p>二（略）</p> <p><u>三 当該再投資先企業の対象株式等及び当該再投資先企業に対する貸付金債権等の取得のために実際に要した額。</u></p>	<p><b>（取得のための対価の額等）</b></p> <p><b>第7条</b> 取得のための対価の額の設定については、次の各号に定めるいずれかによるものとする。ただし、日本貿易保険が認めた場合はこの限りでない。</p> <p>一～二（略）</p> <p>三 被保険投資の相手方の対象株式等の評価額により設定を行う場合にあっては、以下のいずれかによるものとする。ただし、再投資に係る損失のみをてん補する場合にあっては、以下のロによるものとする。</p> <p>イ 直近の被保険者の財務諸表等（監査済財務諸表等又は<u>これに準ずる書類とする。</u>以下、本条において同じ。）において被保険投資の相手方の対象株式等として計上されている額（プレミアム等を含むことができる。）。</p> <p>ロ（略）</p> <p>四～六（略）</p> <p>2 再投資に係る損失をてん補する場合のてん補対象となる各再投資先企業に対する保険申込者の持分評価額の設定については、原則として、以下のいずれかによるものとする。ただし、日本貿易保険が他の設定方法を認めた場合はこの限りでない。</p> <p>一 被保険者、被保険投資の相手方又は中間企業の直近の財務諸表等において当該再投資先企業の対象株式等として計上されている額及び当該再投資先企業に対する貸付金債権として計上されている額のうち保険申込者の持分に相当する金額。</p> <p>二（略）</p>	

<p>(換算率)</p> <p><b>第8条</b> 約款(株)第33条第2項第1号(同項第2号から第5号までにおいて第1号を適用する場合を含む。以下本条において同じ。)及び約款(不)第32条第2項第1号の規定にかかわらず、取得のための対価の額又は配当金請求権の額の設定については、保険の申込みの日の属する月の1日における外国為替相場により邦貨に換算することができる。</p> <p>2 既存の保険契約の保険期間満了に伴う申込みにおける取得のための対価の額又は配当金請求権の額の設定に関しては、既存の保険証券に記載された為替換算率により邦貨に換算することができる。</p>	<p>(換算率)</p> <p><b>第8条</b> 約款(株)第33条第2項第1号<del>イ</del>(同項第2号から第5号までにおいて第1号<del>イ</del>を適用する場合を含む。以下本条において同じ。)及び約款(不)第32条第2項第1号の規定にかかわらず、取得のための対価の額の設定については、保険の申込みの日の属する月の1日における外国為替相場により邦貨に換算することができる。</p> <p>2 既存の保険契約の保険期間満了に伴う申込みにおける取得のための対価の額の設定に関しては、既存の保険証券に記載された為替換算率により邦貨に換算することができる。</p>	
<p><b>第14条</b> 削除</p>	<p>(被保険投資の相手方の事業の一部の対象)</p> <p><b>第14条</b> 約款(株)第2条第4項に規定する特約は、被保険投資の相手方又は中間企業が再投資先企業の対象株式等を取得した上で当該再投資先企業に対して融資等を行う場合に、付すものとする。</p>	
<p>(担保権の設定)</p> <p><b>第16条</b> 約款(株)第37条第1項若しくは第2項における「質権又は譲渡担保を設定しようとするとき」又は約款(不)第36条第1項における「質権、譲渡担保権、抵当権その他これらに類する担保権を設定しようとするとき」とは、予め当該担保権設定に係る予約契約(担保権設定者の意思によらず当該担保権が設定されるものに限る。以下同じ。)又は被保険者、被保険投資の相手方若しくは再投資先企業(以下「出資者等」という。)が金融機関等に対して同条各項に規定する承諾の対象となる保有株式等若しくは保有貸付金債権等の譲渡義務を負う契約(当該担保権設定と同様に金融機関等の債権保全を目的とするものであって、予め定められた条件を充足した場合は出資者等の意思によらず当該保有株式等若しくは当該保有貸付金債権等が譲渡されるものに限る。以下同じ。)が締結される場合にあつては、当該各契約を締結しようとするときをいうものとし、海外投資保険の申込みの時点において既に担保権の設定(前述の場合にあつては当該各契約の締結をいう。)が行われている案件については、海外投資保険の申込み</p>	<p>(担保権の設定)</p> <p><b>第16条</b> 約款(株)第37条第1項若しくは第2項における「質権又は譲渡担保を設定しようとするとき」又は約款(不)第36条第1項における「質権、譲渡担保権、抵当権その他これらに類する担保権を設定しようとするとき」とは、予め当該担保権設定に係る予約契約(担保権設定者の意思によらず当該担保権が設定されるものに限る。以下同じ。)又は被保険者、被保険投資の相手方若しくは再投資先企業(以下「出資者等」という。)が金融機関等に対して同条各項に規定する承諾の対象となる保有株式若しくは保有貸付金債権の譲渡義務を負う契約(当該担保権設定と同様に金融機関等の債権保全を目的とするものであって、予め定められた条件を充足した場合は出資者等の意思によらず当該保有株式若しくは当該保有貸付金債権が譲渡されるものに限る。以下同じ。)が締結される場合にあつては、当該各契約を締結しようとするときをいうものとし、海外投資保険の申込みの時点において既に担保権の設定(前述の場合にあつては当該各契約の締結をいう。)が行われている案件については、海外投資保険の申込みの</p>	

<p>みのときをいうものとする。 2 (略)</p>	<p>ときをいうものとする。 2 (略)</p>									
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u> <u>この改正は、令和5年10月31日から実施する。</u></p>										
<p>別表</p> <p style="text-align: center;">定義</p> <table border="1" data-bbox="100 459 956 1455"> <tr> <td data-bbox="100 459 400 1265"> <p>1. 海外投資</p> </td> <td data-bbox="400 459 956 1265"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法第2条第17項第1号に定める「株式等の取得」には、海外投資の投資先の国又は地域（「投資先国等」という。）の対外債務を株式等に転換する方法（以下「債務の株式化」という。）による取得も含まれるものとする。</li> <li>・法第2条第17項第1号に定める「株式等の取得」には、「外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第20条第2号、第5号及び第11号に掲げる資本取引のうち、居住者による対外直接投資」以外の証券投資（ポートフォリオ・インベストメント）も含まれるものとする。</li> <li>・法第2条第17項第2号に定める「不動産に関する権利等の取得」には、利益分与契約に基づく投資、生産物分与契約に基づく投資、その他の権利等の取得のための投資も含まれるものとする。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="100 1265 400 1455"> <p>2. てん補事由</p> </td> <td data-bbox="400 1265 956 1455"> <p>(事業不能等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・てん補対象企業について事業の継続の不能又は1月以上の事業の休止が生じたこととは、てん補対象企業の事業全体についてそのような事由が生じたこ</li> </ul> </td> </tr> </table>	<p>1. 海外投資</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法第2条第17項第1号に定める「株式等の取得」には、海外投資の投資先の国又は地域（「投資先国等」という。）の対外債務を株式等に転換する方法（以下「債務の株式化」という。）による取得も含まれるものとする。</li> <li>・法第2条第17項第1号に定める「株式等の取得」には、「外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第20条第2号、第5号及び第11号に掲げる資本取引のうち、居住者による対外直接投資」以外の証券投資（ポートフォリオ・インベストメント）も含まれるものとする。</li> <li>・法第2条第17項第2号に定める「不動産に関する権利等の取得」には、利益分与契約に基づく投資、生産物分与契約に基づく投資、その他の権利等の取得のための投資も含まれるものとする。</li> </ul>	<p>2. てん補事由</p>	<p>(事業不能等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・てん補対象企業について事業の継続の不能又は1月以上の事業の休止が生じたこととは、てん補対象企業の事業全体についてそのような事由が生じたこ</li> </ul>	<p>別表</p> <p style="text-align: center;">定義</p> <table border="1" data-bbox="1005 459 1861 1455"> <tr> <td data-bbox="1005 459 1305 1265"> <p>1. 海外投資</p> </td> <td data-bbox="1305 459 1861 1265"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法第2条第17項第1号に定める「株式等の取得」には、海外投資の投資先の国又は地域（「投資先国等」という。）の対外債務を株式等に転換する方法（以下「債務の株式化」という。）による取得も含まれるものとする。</li> <li>・法第2条第17項第1号に定める「株式等の取得」には、「外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第20条第2号、第5号及び第11号に掲げる資本取引のうち、居住者による対外直接投資」以外の証券投資（ポートフォリオ・インベストメント）も含まれるものとする。</li> <li>・法第2条第17項第2号に定める「不動産に関する権利等の取得」には、利益分与契約に基づく投資、生産物分与契約に基づく投資、その他の権利等の取得のための投資も含まれるものとする。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1005 1265 1305 1455"> <p>2. てん補事由</p> </td> <td data-bbox="1305 1265 1861 1455"> <p>(事業不能等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・てん補対象企業について事業の継続の不能又は1月以上の事業の休止が生じたこととは、てん補対象企業の事業全体についてそのような事由が生じたこ</li> </ul> </td> </tr> </table>	<p>1. 海外投資</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法第2条第17項第1号に定める「株式等の取得」には、海外投資の投資先の国又は地域（「投資先国等」という。）の対外債務を株式等に転換する方法（以下「債務の株式化」という。）による取得も含まれるものとする。</li> <li>・法第2条第17項第1号に定める「株式等の取得」には、「外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第20条第2号、第5号及び第11号に掲げる資本取引のうち、居住者による対外直接投資」以外の証券投資（ポートフォリオ・インベストメント）も含まれるものとする。</li> <li>・法第2条第17項第2号に定める「不動産に関する権利等の取得」には、利益分与契約に基づく投資、生産物分与契約に基づく投資、その他の権利等の取得のための投資も含まれるものとする。</li> </ul>	<p>2. てん補事由</p>	<p>(事業不能等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・てん補対象企業について事業の継続の不能又は1月以上の事業の休止が生じたこととは、てん補対象企業の事業全体についてそのような事由が生じたこ</li> </ul>	
<p>1. 海外投資</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法第2条第17項第1号に定める「株式等の取得」には、海外投資の投資先の国又は地域（「投資先国等」という。）の対外債務を株式等に転換する方法（以下「債務の株式化」という。）による取得も含まれるものとする。</li> <li>・法第2条第17項第1号に定める「株式等の取得」には、「外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第20条第2号、第5号及び第11号に掲げる資本取引のうち、居住者による対外直接投資」以外の証券投資（ポートフォリオ・インベストメント）も含まれるものとする。</li> <li>・法第2条第17項第2号に定める「不動産に関する権利等の取得」には、利益分与契約に基づく投資、生産物分与契約に基づく投資、その他の権利等の取得のための投資も含まれるものとする。</li> </ul>									
<p>2. てん補事由</p>	<p>(事業不能等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・てん補対象企業について事業の継続の不能又は1月以上の事業の休止が生じたこととは、てん補対象企業の事業全体についてそのような事由が生じたこ</li> </ul>									
<p>1. 海外投資</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法第2条第17項第1号に定める「株式等の取得」には、海外投資の投資先の国又は地域（「投資先国等」という。）の対外債務を株式等に転換する方法（以下「債務の株式化」という。）による取得も含まれるものとする。</li> <li>・法第2条第17項第1号に定める「株式等の取得」には、「外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第20条第2号、第5号及び第11号に掲げる資本取引のうち、居住者による対外直接投資」以外の証券投資（ポートフォリオ・インベストメント）も含まれるものとする。</li> <li>・法第2条第17項第2号に定める「不動産に関する権利等の取得」には、利益分与契約に基づく投資、生産物分与契約に基づく投資、その他の権利等の取得のための投資も含まれるものとする。</li> </ul>									
<p>2. てん補事由</p>	<p>(事業不能等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・てん補対象企業について事業の継続の不能又は1月以上の事業の休止が生じたこととは、てん補対象企業の事業全体についてそのような事由が生じたこ</li> </ul>									

	<p>とをいう。ただし約款（株）第2条第3項に規定する特約を付した場合は、てん補対象企業に係る事業における一の事業拠点等においてそのような事由が生じたことをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「事業の継続の不能」とは、事業継続が将来にわたって困難になったことをいう。施設損壊等などの物理的損害により事業を継続することが出来なくなった場合のみならず、損害の影響の継続により将来にわたって事業会社の自己資本が毀損していくような状況が見込まれることにより事業撤退した場合を含む。</li> <li>・「事業の休止」とは、事業再開を前提として事業会社が当該事業活動（操業開始前の活動を含む）を停止すること（事務所閉鎖など物理的な停止のみならず、実態として活動不能な状態になっている場合を含む。）をいう。なお、事業全体のうち主要な事業活動が停止（ただし、約款（株）第2条第3項に規定される別の特約を付していない場合において事業拠点等の単位で停止をした場合は除く。）したものの、一部の事業活動が継続している場合は、当該一部の事業活動が以下のいずれかの理由によって継続しており、かつ、主要な事業活動が停止したことによって事業全体に重大な支障が生じている場合に限り「事業の休止」があったとみなす。 <ul style="list-style-type: none"> <li>一 外国政府等によって一部の活動が強制的に継続させられている場合</li> <li>二 外国政府等との間で締結した契約</li> </ul> </li> </ul>		<p>とをいう。ただし約款（株）第2条第3項に規定する特約を付した場合は、てん補対象企業に係る事業における一の事業拠点等においてそのような事由が生じたことをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「事業の継続の不能」とは、事業継続が将来にわたって困難になったことをいう。施設損壊等などの物理的損害により事業を継続することが出来なくなった場合のみならず、損害の影響の継続により将来にわたって事業会社の自己資本が毀損していくような状況が見込まれることにより事業撤退した場合を含む。</li> <li>・「事業の休止」とは、事業再開を前提として事業会社が当該事業活動（操業開始前の活動を含む）を停止すること（事務所閉鎖など物理的な停止のみならず、実態として活動不能な状態になっている場合を含む。）をいう。なお、事業全体のうち主要な事業活動が停止（ただし、約款（株）第2条第3項に規定される別の特約を付していない場合において事業拠点等の単位で停止をした場合は除く。）したものの、一部の事業活動が継続している場合は、当該一部の事業活動が以下のいずれかの理由によって継続しており、かつ、主要な事業活動が停止したことによって事業全体に重大な支障が生じている場合に限り「事業の休止」があったとみなす。 <ul style="list-style-type: none"> <li>一 外国政府等によって一部の活動が強制的に継続させられている場合</li> <li>二 外国政府等との間で締結した契約</li> </ul> </li> </ul>	
--	--	--	--	--

	<p>の義務履行のために一部の活動を継続している場合</p> <p>三 人道支援として一部の活動を継続することが必要である場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1月以上の事業の休止が生じたことによる損失については、事業の休止後、事業が再開することなく1月が経過した日が保険期間内にあればん補の対象とする。</li> <li>「事業の再開」とは、被保険投資の相手方が停止していた事業活動を再開することをいう。物理的な停止状態が解消した時（立入制限解除、電気供給再開、生産設備の修理が完了し稼働可能となった時等）や、事業活動中断の原因が解消した時（必要部品や代替納入先の確保、取引先の事業再開、経済活動の正常化等）等を含む。</li> </ul>		<p>の義務履行のために一部の活動を継続している場合</p> <p>三 人道支援として一部の活動を継続することが必要である場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1月以上の事業の休止が生じたことによる損失については、事業の休止後、事業が再開することなく1月が経過した日が保険期間内にあればん補の対象とする。</li> <li>「事業の再開」とは、被保険投資の相手方が停止していた事業活動を再開することをいう。物理的な停止状態が解消した時（立入制限解除、電気供給再開、生産設備の修理が完了し稼働可能となった時等）や、事業活動中断の原因が解消した時（必要部品や代替納入先の確保、取引先の事業再開、経済活動が正常化等）等を含む。</li> </ul>	
2. てん補事由	<p>(送金危険)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「対象株式等喪失支払金等」における対象株式等又は主要な事業資産等としててん補する再投資先企業の株式等の喪失により支払われた金額については、当該株式等の売却代金、資本剰余金の配当、資本金の額の減少による配当有償減資による資本の払戻しその他資本剰余金の処分による配当、残余財産の分配金等をいう。</li> <li>また現金化されたものの外、同号に規定する事由により送金が行えないため、被保険投資の相手方又は再投資先企業がいつでも支払いを行いうる状態で保有している金額も含まれるものとする。</li> <li>法第69条第2項第4号イに定める「外</li> </ul>	2. てん補事由	<p>(送金危険)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「対象株式等喪失支払金等」における対象株式等の喪失により支払われた金額については、対象株式等の売却代金、資本剰余金の配当、資本金の額の減少による配当有償減資による資本の払戻しその他資本剰余金の処分による配当、残余財産の分配金等をいう。</li> <li>また現金化されたものの外、同号に規定する事由により送金が行えないため、被保険投資の相手方がいつでも支払いを行いうる状態で保有している金額も含まれるものとする。</li> <li>法第69条第2項第4号イに定める「外</li> </ul>	

	<p>国において実施される為替取引の制限又は禁止」は、外国政府のとした一般的措置であれば、為替取引の制限、禁止の根拠が法令に基づく措置か、行政処分に基づく措置か、あるいは法令の根拠のない単なる事実上の措置かは問わないものとする。ただし、保険契約締結後に新たに行われた措置でなければならない。</p>		<p>国において実施される為替取引の制限又は禁止」は、外国政府のとした一般的措置であれば、為替取引の制限、禁止の根拠が法令に基づく措置か、行政処分に基づく措置か、あるいは法令の根拠のない単なる事実上の措置かは問わないものとする。ただし、保険契約締結後に新たに行われた措置でなければならない。</p>	
<p>3. ~4. (略)</p>		<p>3. ~4. (略)</p>		